「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン（案）」に対するご意見及びその考え方

デジタル庁

「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン（案）」に対する意見募集の結果

1.実施期間

令和7年3月28日（金）～4月11日（金）　14日間

2.意見提出数

合計：369件

（1）法人・団体：65件(13法人・団体)（「3.意見提出者に記載）

（2）個人：304件

3.意見提出者

(一社)AIガバナンス協会、AI法研究会　政策提言部会有志、KPMGコンサルティング(株)、(株)セールスフォース・ジャパン、Center for AI and Digital Policy、日本アイ・ビー・エム(株)、日本国家公務員労働組合連合会、(一財)日本情報経済社会推進協会、日本電気(株)、日本マイクロソフト(株)、富士通(株)、(株)FIXER、(株)Preferred Networks

※法人・団体と事務局で判断できるもの以外のご意見は個人としてカウントしておりますので、ご了承ください。

※50音順

項目別意見数（1/3）

大項目	中項目	小項目	累計数
A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方	ガイドライン本紙	1.1 背景	1
		2.2 対象範囲	1
		2.2.2 本ガイドラインが対象とする生成AI	5
		2.2.3 本ガイドラインの対象者	1
		2.2.4 本ガイドラインの適用開始時期等について	1
		3.1 政府における生成AIの利活用方針	9
		3.2 高リスクな生成AI利活用の考え方	15
		4 AIの利活用促進とAIガバナンスの強化及び推進のための体制構築	3
		4.1.1 先進的AI利活用アドバイザリーボードの開催・AI相談窓口の運用等	12
		4.1.2 デジタル庁の統括監理におけるチェック	1
		4.2.1 各府省庁におけるAI統括責任者（CAIO）の設置	3
		5 生成AIによる便益とリスクを理解した利活用推進	4
		5.1 生成AIの便益	8
		5.2 生成AIによるリスク	8
		6.1.1 各種法令・ガイドライン等を踏まえた対応事項	8
		6.1.2 本ガイドラインに基づく対応事項	5
		6.2.1 各府省庁内向けルールの整備	3
		6.3.1 生成AIシステムの企画時の対応事項	2
		6.3.2 生成AIシステムの調達時の対応事項	3
		6.3.3 生成AIシステムの構築・リリース前の準備時の対応事項	2

※中項目のガイドライン本紙に係る記載において、見出しが記載されていない章については該当する意見がなかった章である。
※本表については、提出された意見の内容を踏まえて意見内容のマッピングを実施しているため、提出意見合計数と一致するものではない。

項目別意見数(2/3)

大項目	中項目	小項目	累計数
A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方	ガイドライン本紙	6.4 政府における生成AIシステムの開発者の対応事項	1
		6.5 政府における生成AIシステムの提供者の対応事項	5
		6.7 生成AIシステム特有のリスクケースへの対応	14
		7 今後の進め方	4
	別紙1 高リスクAI判定シート	別紙1 高リスクAI判定シート	5
	別紙3 調達チェックシート	別紙3 調達チェックシート 全般	6
		別紙3 調達チェックシート 組織要件全般	2
		別紙3 調達チェックシート 開発・運用工程要件全般	1
		別紙3 調達チェックシート 生成AIシステムの基本機能要件全般	4
		別紙3 調達チェックシート 要求事項#2	1
		別紙3 調達チェックシート 要求事項#9	3
		別紙3 調達チェックシート 要求事項#12	1
		別紙3 調達チェックシート 要求事項#13	1
		別紙3 調達チェックシート 要求事項#16	1
		別紙3 調達チェックシート 要求事項#17	1
		別紙3 調達チェックシート 要求事項#18	3
		別紙3 調達チェックシート 要求事項#19	1
		別紙3 調達チェックシート 要求事項#20	1
		別紙3 調達チェックシート 要求事項#21	21
		別紙3 調達チェックシート 要求事項#22	1

※中項目のガイドライン本紙及び別紙3 調達チェックシートに係る記載において、見出しが記載されていない章については該当する意見がなかった章・項目である。
※本表については、提出された意見の内容を踏まえて意見内容のマッピングを実施しているため、提出意見合計数と一致するものではない。

項目別意見数(3/3)

大項目	中項目	小項目	累計数
A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方	別紙3 調達チェックシート	別紙3 調達チェックシート 要求事項#25	2
		別紙3 調達チェックシート 要求事項#27	2
	別紙4 契約チェックシート	別紙4 契約チェックシート	6
	ガイドライン全体	本ガイドライン全体への意見	156
B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方		AI活用の普及・促進に向けた要望	5
		国産の生成AIの開発を支援すべき	4
		(生成)AI反対の意見	21
		生成AIによる不利益への懸念	27
		不正利用による被害への懸念	4
		分野ごとの規制、推進を訴求する意見	2
		学習・開発時のデータ等に関するご意見	80
		AI関連の政府の政策、法規制の在り方に対する意見	52
		環境への負荷に関する意見	5
		パブリック・コメント実施期間に対する意見	2

※中項目のガイドライン本紙及び別紙3 調達チェックシートに係る記載において、見出しが記載されていない章については該当する意見がなかった章・項目である。
※本表については、提出された意見の内容を踏まえて意見内容のマッピングを実施しているため、提出意見合計数と一致するものではない。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
1.1 背景 令和7年2月11日に日本政府が署名した「AIと人権、民主主義及び法の支配に関する枠組条約」の条約を記述してください。 【個人】	ご意見として承ります。条約については署名段階であり、今後の改定に当たって記載の要否を検討いたします。
2.2 対象範囲 今回の調達・利用ガイドラインの対象は中央省庁のみに限定されているが、統一的な目線で対応を進めることは実効性、効率性の両面から有益と考えるため、今後地方自治体や独立行政法人への同様の基準の普及を図ること、また中長期的には本GL案の対象とすることも検討いただきたい。 【AIガバナンス協会】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
2.2.2 本ガイドラインが対象とする生成AI ・本ガイドラインを拡充するのではなく、テキスト生成AI以外のガイドラインは別途定めるべき。また、現在はテキスト生成AI以外のガイドラインがないため、政府関係者が業務やSNS等で画像や動画等を生成するAIを使用するべきではないことを明記・周知すべき。 ・本意見では「テキスト『のみ』生成可能なAIに限定すべき」と主張します。（中略）併用生成AIは本ガイドラインではなく、画像生成AIなど高リスクの分類とすべきです。また、文章の証拠偽造等も想定されることから、文章生成AIもリスクの慎重な確認が必要と考えます。 ・対象はテキスト生成AIに限定され、画像・動画等を生成するAI等は今後検討とあるが、明確な利活用制限か、利活用の際は一定の承認が必要。 「4.1.2デジタル庁の統括管理におけるチェック」で利活用状況の確認が想定されるが、利活用が先行し統制が後手にならないよう留意。 ・AIエージェントサービスにおけるリスク低減・ガバナンス方法の特徴（ガードレールや職員対応への移行基準等含めた適切な事前設計等）等を踏まえ、公共セクターにおいてAIエージェントサービスを安全に利活用できる範囲や必要な取組等について、産官学での議論が早急に開始されることを希望します。 ・画像や動画などを生成するAIについては、そのリスクの高さから使用を抑制するガイドラインを個別に設けるべきであると考えます。 【KPMGコンサルティング】【セールスフォース・ジャパン】【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
2.2.3 本ガイドラインの対象者 ガイドラインに定義された対象者の中に「生成AIの学習元となった画像・文章などの権利者の視点から使用の可否を決定する職員」を加えることが望ましい。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
2.2.4　本ガイドラインの適用開始時期等について ・今後、調達条件等に本ガイドラインへの対応が含まれると想定。 本ガイドラインの適用条件や時期について各府省庁で異なる場合には、府省庁毎に明示。 【KPMGコンサルティング】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
3.1　政府における生成AIの利活用方針 ・ハルシネーションが頻発するものを公務に用いるのは正確性や公平性を損なう悪影響を及ぼしてしまい、結果としてガイドラインの目的に掲げた効率化からかえって遠ざかる結果を招くのではないでしょうか。 ・「生成 AI の活用を政府全体で着実に進めるため、～スピード感を持って実装を進める。」とあるが、具体的にリスクが低いと考えられる業務を挙げ、それ以外の業務に生成AIを使用する場合はすべて高リスク判定シートを使用し、慎重に進めるべき。 ・いわゆる「働き方改革」の推進が期待されていますが、その効果が職員の長時間労働の解消につながるよう、生成AIの利活用を定員合理化の要素としないことを徹底する必要があります。また、先行する民間企業などでは、とりわけ労働者の雇用や賃金への影響が指摘されており、生成AIの利活用に当たっては、さまざまな労働環境に影響することが想定されるため、その当事者である従業員の理解が不可欠となっています。 したがって、生成AIの利活用を検討するに当たっては、その便益とリスクなどに職員のコンセンサスが得られるよう、労働組合との交渉・協議が必要であることを明記すべきです。 ・「積極的に業務での活用を検討することとする」と書かれているが、本当に必要な分野に的を絞って開発・運用を促進するべきではないだろうか。 ・　リスクが低いと考えられるAIの利活用をスピード感を持って進めるとともに、相対的に高リスクである可能性がある生成AIについても、行政の進化や革新をもたらく取組については、適切なリスク設定を行った上で推進するとの方向性に賛同します。 他方で、最終的なリスクの高低は、モデルやユースケースだけでなく、事業者及びユーザーのガバナンスや利用者のリテラシー等により総合的に決まるものであることには留意が必要です。 ・利活用自体を慎重に検討して進めるべきだ。ただ、防衛面としてはディープフェイクや情報戦などから国を守る意味も込めて、研究する必要はあるかとは思う。 ・生成AIシステムのより効果的な本番環境の開発を目的に概念検証（PoC）の実施を行うべき。 【セールスフォース・ジャパン】【日本国家公務員労働組合連合会】【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
3.1　政府における生成AIの利活用方針 高リスクであることを承知しながら、利活用を推進する理由が不明です。適切な処理とはどのようなものを想定しているのでしょうか。 【個人】	ご意見として承ります。 相対的に高リスクである可能性がある生成AIの利活用に係る「適切なリスク対応」につきましては、「4.2.2　先進的AI利活用アドバイザリーボードへの報告」に記載のとおり、府省庁のAI統括責任者（CAIO）が先進的AI利活用アドバイザリーボードへ報告を行い、「4.1.1　先進的AI利活用アドバイザリーボードの開催・AI相談窓口の運用等」に記載のとおり、先進的AI利活用アドバイザリーボードから各府省にリスク緩和等のための助言を行うことを想定しております。
3.1　政府における生成AIの利活用方針 各府省庁やこのガイドラインを参照する自治体等が、適切なリスク評価・管理できる体制を持ち、リスクを適切に管理して利活用を推進できると考える場合は、先進的AI利活用アドバイザリーボードへの相談や指摘事項の完全な遵守は必ずしも必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。 【セールスフォース・ジャパン】	「2.2.1　本ガイドラインが対象とする情報システム」に記載された定義に当てはまる政府情報システムにおいて生成AIシステムの利活用を推進する場合は、本ガイドラインの遵守が求められます。 地方公共団体につきましては、必要に応じ、本ガイドラインを参考とされることを期待するものになります。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
3.2　高リスクな生成AI利活用の考え方 ・「表４　リスク軸とその考え方」において、『エビデンスの充足度』をリスク軸の項目に追加すべき。 ・「出力結果の政府職員による判断を経た利活用」の項目で生成AIの出力結果の適切さを人が判断せずに利活用する／判断して利活用する」とあるが、適切かどうかの判定が必要なツールを利用すること自体そもそも非効率的である。 ・「表4　リスク軸とその考え方」において、「要機密情報や個人情報の学習等の有無」の項目の観点にて生成AIシステムに保存及び学習されるかどうかとあるが、「生成 AI システムに保存及び学習されない」という想定をすること自体、リスク意識が甘いと言わざるを得ない。 ・要機密情報や個人情報は一切取り扱わないでほしい。 ・生成AIの判断により人命にリスクが生じないよう、ユースケース等を具体的に示すことで生成AIの適用領域を明確にすべき。 ・表4「国民の基本的権利や安全に大きな影響を及ぼす業務」の記載について、現在提供されている生成AIが国民の基本的権利（財産権など）を著しく侵害している疑いが強く、全ての生成AIを用いる業務が高リスクである。 ・「人間の生命・身体・財産に影響を及ぼすもの」の記載に関して、雇用機会の損失等も踏まえた上でリスク評価を行うべきである。 ・本ガイドラインは、国民等による府省庁外利用に該当する場合は全て高リスクの可能性があるとしてアドバイザリーボードへの相談が推奨されていますが、適切にリスクを抑えた利活用を推進するために、推奨するリスク管理策の実施有無によりリスクの高低をさらに細分化して分類するなど、リスクの可能性の判定基準のさらなる精緻化を期待します。 ・各府省庁の生成AIの利活用にあたり、具体的な検討の進め方や判断基準が公開されることを要望します。 【セールスフォース・ジャパン】【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
3.2　高リスクな生成AI利活用の考え方 ・本ガイドラインは、相対的に高リスクである可能性がある生成A利活用ケースであっても、行政の進化や革新をもたらく取組については、適切なリスク設定を行った上で推進するとの方針と記載されております。3.2の基準は、当該方針に基づき、リスクを抑えた活用を積極的に考えるために、相対的にリスクが高い可能性がある場合を幅広く定められたものとの認識で正しいでしょうか。その場合、「3.2高リスクな生成AI利活用の考え方」は「3.2相対的に高リスクの可能性がある生成AI利活用の考え方」との表現に修正されることを要望します。 表4はあくまで相対的にリスクが高い可能性があり、適切なリスク設定等をチェックする必要があるケースの判定基準であるのに対して、現行の記載では、表4基準に該当すればリスク設定にかかわらずすべからく高リスクであるという誤解を招くおそれがあります。 同様の理由により、「高リスク判定シート」は「高リスク可能性判定シート」への修正を希望します。 ・国民等による府省庁外利用は、個別のユースケースによってはリスクが高い場合が存在します。一方で、24時間365日利用可能、多言語対応可能等の利用者利便も踏まえ、民間においては、適切なユースケースにおいて、リスク管理の実施、AIサービスであることの明示、必要な場合の人による対応への円滑な移行等を前提に、顧客対応における導入が始まっています。公共セクターのフロントヤード部分においても、ユースケースを限定して適切な事前設定等によりリスクを抑えたうえで、生成AIサービス活用を推進し、国民の便益を向上させることが可能と考えられます。 【セールスフォース・ジャパン】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
3.2　高リスクな生成AI利活用の考え方 「生成AIシステムに保存または学習」との記述につきまして、保存や学習そのものを制限することよりも、機密情報の取扱権限を有しない者が、当該情報を含意する生成結果を参照可能となることが、実務上の懸念点であると考えております。 このため、「閲覧および利用の権限の制限なく生成AIシステムに保存または学習」などの文言を追加いただくことで、権限管理の観点がより明確になるものと存じます。 あわせて、仮に保存が行われない場合でも、学習結果や出力の参照に対して適切な閲覧制御が可能であれば、保存されていない場合と同等の扱いとする旨が補足されていると、より実態に即した記述になるものと存じます。 現行の表現では、利用結果を基に応答品質を向上させる検索拡張生成（RAG）などの高度な活用が困難となる一方で、十分なアクセス制御を備えないAIシステムの利用が許容されるような解釈につながる可能性もあることから、閲覧・参照権限等の制御機能の有無についても、評価観点に含めていただくことを希望いたします。 【日本マイクロソフト】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。 「表 4　リスク軸とその考え方」は、リスクの軸とリスクに差分の発生するポイントを説明している表であり、生成AIシステムに保存または学習をさせてはいけないという趣旨ではございません。 生成AIシステムに学習させた場合であっても、適切なリスク管理を行った上で、可能な限り安全かつ効果的なプロジェクトとして実施していけるよう取り組んで行くことが重要であるとの考え方に立っております。
3.2　高リスクな生成AI利活用の考え方 表4「過失が重大な影響を及ぼす可能性のある業務」について、「重大な影響」の基準や例を提示。 （例）「高い説明可能性が求められる業務」とは何か 【KPMGコンサルティング】	重大な影響を及ぼす可能性のある業務については、括弧書きの中の記載において例示しております。頂いたご意見については、運用状況も踏まえ、今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
3.2　高リスクな生成AI利活用の考え方 図1・図2 ・「記入者名」欄が担当者名を想定している場合、承認者名・承認日付の記録が必要。（各CAIOが承認すると推測） ・システム名の他、目的・用途を記載。もしくは、目的・用途等を確認できる資料（企画書等）を添付。 ・「コメント※自由記入」とあるが、回答の理由を明確に記録。 ・「リスク判定結果」は、図3に従うことが必須か確認。 　もし「リスク判定ロジック」は「高」だが、〇〇の理由で「低」との判断に至り得る場合、理由と妥当性をCAIOが確認した記録が必要。 【KPMGコンサルティング】	ご意見を踏まえて、**「判定日付」**を**「記入日」**と修正いたします。 高リスクに該当する可能性が高いかどうかの判断の参考資料として使用する想定であり、証跡として使う様式ではなく、使いやすさを重視しております。 また、AI統括責任者の最終的な判断は本シートの記載後に別途行われる想定となりますので、AI統括責任者の判断に関する記録等は別途先進的AI利活用アドバイザリーボードへの政府内の報告様式等において整理いたします。
3.2　高リスクな生成AI利活用の考え方 本ガイドライン案「6 政府における生成AIの調達・利活用に係るルール」及び別紙に記載されたプロセスを、「高リスク」以外の場合も全て適用されるとなると、非常に要求が高くなるように思われる。調達チェックシートや契約チェックシートを包括的に評価するプロセスは、原則として高リスクAIのみに適用され、それ以外のAIの利用についてはより簡易な手続を別途明示すべきではないか。 【AI法研究会　政策提言部会有志】	「6.1.2　本ガイドラインに基づく対応事項」に記載のとおり、生成AIシステムの導入類型、プロジェクトフェーズ、リスクレベル、ユースケースの性格等を踏まえて、リスクと対策のバランスを考慮し、各対応事項の要求レベルや一部の要求事項の取捨選択又は拡充を検討する必要があることとしております。 ご指摘については、今後のガイドラインの運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
4 AIの利活用促進とAIガバナンスの強化及び推進のための体制構築 ・CAIOまたは先進的AI利活用アドバイザリーボードへの適切な理解・説明・回答がなされるため守秘義務のある情報処理安全確保支援士などの外部専門家の活用を付記することを希望する。 ・「先進的 AI 利活用アドバイザリーボード」がアクティブに機能することを期待したいです。また、省庁内に閉じずに、国民に対しても政府内活動を積極的に発信する機能も持たせていただければと思います。AIに関する各省庁利用のニュースをたまに見ますが、ネガティブな時ばかりクローズアップされるように思います。ポジティブな発信をバンバンすることが必要だと思います。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
4 AIの利活用促進とAIガバナンスの強化及び推進のための体制構築 高リスク利用の情報が集約されるデジタル庁に責任と権限を与えて、利用の可否を判断させるべきであると考える。 【個人】	各府省庁が生成AIの活用を検討している業務の具体的な内容や性格等について精通していることを踏まえ、本ガイドラインにおいては、各府省庁において、AI統括責任者（CAIO）の下、生成AIの利用の可否を判断することとしております。一方で、各府省が必ずしも生成AIに関して専門的な知見を十分に有していないことも想定されることから、相対的に高リスクである可能性がある生成AIの利用については、有識者等からなる先進的AI利活用アドバイザリーボードをデジタル庁に設置して調達・利活用に係る評価及びリスク緩和のための助言を行うこと等を通じて政府全体としてリスク管理を行うこととしております。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
4.1.1　先進的AI利活用アドバイザリーボードの開催・AI相談窓口の運用等 ・政府職員だけでなく民間の力を借りるというのは賛成ですが，その人員の選定が難しい。 ・政府内でよく有識者とされている内閣府のAI戦略会議メンバーや、AISIメンバーはAIの利活用をする事業者側のみで構成されている。リスクに対しての知見はそれでは不十分である。 ・「先進的 AI利活用アドバイザリーボード」についてですが、この構成員等はAI推進をしている人員のみで構成されており、有識者とするには偏った構成だと考えます。リスク対応等も含め、不十分であると思います。 ・先進的AI利活用アドバイザリーボードについては、AI戦略会議のメンバーやAI事業者の知見だけでは不十分。生成AIによって起きている問題が何一つ解決されない現状を鑑みても、別の視点を持つ有識者が必要だと考えます。倫理と道徳を理解する有識者を迎えてください。 ・「先進的AI利活用アドバイザリーボード」の構成についてです。誰がこのボードを担うのかが一切明確にされておらず、極めて不透明です。 ・AIの利活用の十分なブレーキ役となるような第三者機関や識者は関われないのでしょうか。デジタル分野以外からの声も取り込める状態での先進的AIアドバイザリーボードやAI相談窓口の評価体制づくりを求めます。 ・「先進的AI利活用アドバイザリーボード」の助言についての具体的な記載の付記を検討するとともに、その際には前述の観点を踏まえた安全性評価や認証の実施を検討すべきではないかと考える。 ・先進的AI利活用アドバイザリーボードや相談窓口の方々が、『生成AIは無断使用や違法なデータが含まれている』『ディープフェイクなどの嫌がらせに使用される恐れがある』など、問題点もきちんと理解されているなら良いと思います。 理解された上で使用を推進する方がいるとは思えませんが。消費者の生成AIへの嫌悪感についても是非教えてあげてください。 ・AI相談窓口への問合せ・回答（FAQ）を定期的に共有（公開）。 【KPMGコンサルティング】【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
4.1.1　先進的AI利活用アドバイザリーボードの開催・AI相談窓口の運用等 民間事業者（特に、AIのリスク管理の実務について豊富な知見を有する調達先候補者たる事業者）や市民からの本ガイドライン案に対するフィードバックも随時受け付けるべきであり、本ガイドライン案の表現も例えば以下のように修正すべきである。 14頁下から8行目以降「政府全体の生成 AI 施策の動向やガイドライン案の運用状況を踏まえ」を「政府全体の生成 AI 施策の動向やガイドライン案の運用状況、及び民間事業者や市民からのフィードバックを踏まえ」に変更する。 【AI法研究会　政策提言部会有志】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
4.1.1　先進的AI利活用アドバイザリーボードの開催・AI相談窓口の運用等 何かあった際は先進的AI利活用アドバイザリーボードに何とか助けてもらう、というような姿勢が見られますが、どういった基準でどういった立場の人間を選出するのでしょうか。 【個人】	AIの制度、利活用、リスク管理、サイバーセキュリティ等に高度な知見を有する有識者（民間有識者と政府職員の双方を含み得る）から構成員を検討してまいります。
4.1.1　先進的AI利活用アドバイザリーボードの開催・AI相談窓口の運用等 AI相談窓口があくまで業務の効率化やコスト減と利活用のための技術的な相談を主体にし過ぎています。 リスクに直面した時の賠償責任などの対応が取られずになりそうで国民としては安心できません。 【個人】	ご意見として承ります。 本ガイドラインは、生成AIの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めることを目的としており、リスクを軽減するための対応と並行してリスクが顕在化した場合等への対応についても記載（「6.7 生成AIシステム特有のリスクケースへの対応」）しております。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
4.1.2　デジタル庁の統括監理におけるチェック 「各府省庁の生成AI利活用状況やリスク対応状況を確認する」とあるが、定期的な確認と結果を共有（公表）する。 また、高リスク判定やリスク対応が適切に行われていない場合、改善要求を行うべき。 【KPMGコンサルティング】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
4.2.1　各府省庁におけるAI統括責任者（CAIO）の設置 ・このAI統括責任者の人選に関して、知識や主張が偏る人物のみが人選されないことを求めます。イノベーション促進を最優先に、国民の安全確保をおろそかにするような人物のみにならないように人選してほしいです。 ・CAIOの設置要件（スキル要件・資格要件・経歴等）を定める。 ・CAIOの役割では以下を加味する（デジタル庁がCoEとして支援することが必要） 政府職員のリテラシーの向上に加え、AI人材化を目指した積極的な育成 AIシステムでは不可欠なxOpsの運用とAIデータプラットフォーム整備 急速に進化するAIの技術動向や法規制情報の収集と対応 ・各省庁のAI統括責任者（CAIO）に関しては、利益相反が起きないようにするため、AI系企業と関係のない公平な人選にしてください。 【KPMGコンサルティング】【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
5 生成AIによる便益とリスクを理解した利活用推進 ・期待される便益に対し、リスクがあまりにも大きく、またそのリスクを防げる体制が整っていない。リスクに対する具体的な対策（罰則を含む）を用意した上で活用に挑むべきだ。（中略）議論が日本より進んでいる世界各国と足並みをそろえ、学習データの透明性を確保し、同意と証明のあるデータによって真に有用なAIを地道に作り上げることこそ我が国の利益となることを信じる。 ・生成AIによる便益とリスクを理解した利活用推進に関して、リスクは多岐に渡り顕在化している実態がある一方で、これに対して確かな便益となると考えられるものは変革をもたらす程の域に達しておらず、実態の伴わない期待感だけが先行していると感じます。 ・リスクや実際起きている問題と便益が釣り合わっておらず、安全性や正確性が十分に保証されているとは言えない。 ・生産性と質の向上と引き換えに機密情報の流出、環境悪化、人権侵害問題、情報汚染が加速してしまうのが確実ならば、それらがクリアできるまで生成AI推進は保留か白紙に戻すべきだと考えます。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
5.1　生成AIの便益 ・生成AIの利活用による便益は能力低下のリスクがある。 ・生成AIによるコストの削減は「必要な人員を充当せず人件費を削り」「対価が必要な情報に対して必要なコストを踏み倒す」行為であると認識している。 ・便益で述べられているコストカットをすることにより、専門分野の後続の育成が断たれます。また、専門分野における正誤判定は素人には出来ないため、粗悪な生成物が生まれるだけです。 ・ハルシネーションのリスクがある生成AIは、政府の業務の中で要約といった使用は行なうべきではない。 ・今回のガイドラインにおいてリスクやリスク管理について明記されている点は好意的に感じる一方、便益における例はバイアスかもしくは誤ったケースであると思える。ほとんどの便益の例もこの一年間だけでも生成AI特有の挙動によって「メリットではなくデメリットになる」という状況を鑑みているように思えない。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
5.2　生成AIによるリスク ・リスク見通しが甘い。）AI生成物の検証に関わるコストは増大していくリスクがある。生成AIの継続使用により人間の知的能力が劣化するリスクがある。 ・生成AIのリスク例に記載されている「悪用」の概要に「音声を利用した詐欺」とあるが、「写実的な画像/映像」、「クリエイターやアニメスタジオの作風に酷似したイラスト」による詐欺の記述がない。 ・人間の尊厳を尊重するためには、リスクの洗い出しとそれに対する十分な対策が必要である。しかし、どちらもできていないと感じる。 ・AIによるリスク「著作権との関係」について、ガイドライン（案）から削除することなくガイドラインに盛り込むか、もしくは「知的財産権を侵害している可能性がある」とまで踏み込んだ記述に修正されることが望ましい。 ・生成AIによるリスクに関して、「責任の希釈」という極めて重大なリスクが抜けている。 これはルールなどの甘い認識ではなく、明確にリスクとして明示・対処すべき内容である。 ・「一部のステークホルダーから知的財産権の取扱いについて議論が提起されている」とありますが、国内外の様々な権利団体から声明が出ている問題をことを〝一部〟と記載すべきではない。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
5.2　生成AIによるリスク リスク回避のガードレールを目的とした運用ガイドラインを制定しても、AI以上に不完全な私たち人間が絶対にリスクを回避出来る筈が無い 確かに、起こった不測の事態を受けガイドラインを更新する事も出来るだろうが、その「不測の事態」が取り返しのつかない損失であった場合は、一体誰が責任を取るのだろうか その損失を、どのようにして補填するのだろうか 「ひとりで判断を下す事が難しい程に不完全な人間が生成AIを使役している」という構造がある以上、生成AIを行政の執務や政策決定の場へ引き出す事は、決してあってはならない 生成AIの使用により起こりうる悪影響を認知しているのであれば、尚更だ 【個人】	ご意見として承ります。 本ガイドラインでは、「6.7　生成AIシステム特有のリスクケースへの対応」に記載のとおり、本ガイドラインに基づきリスクへの対応をすべて行ったとしても、リスクをゼロにすることはできないとの前提のもと、リスクを軽減するための対応と並行して、リスクが顕在化した場合等への対応を各府省庁において準備しておく必要があるとしております。 また、各府省庁の対応にあたっては、必要に応じ先進的AI利活用アドバイザリーボードが生成AIシステム特有のリスクケースへの対応にあたっての助言等を行うものとしております。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
5.2　生成AIによるリスク 表6「AI事業者ガイドラインにおけるリスクの例」には、「バイアスのある結果及び差別的な結果の出力」「ブラックボックス化、判断に関する説明の要求」が掲げられています。先行する民間企業などでは、生成AIを人事評価制度に利活用した場合の悪影響として、人種・性別・文化等に関する偏見や差別を回避するためのアルゴリズムが構築されていないことに伴い、これらのリスクが顕在化していると指摘されています。 国家公務員の人事評価制度の結果は、任用・給与の決定に活用されているため、公正性・透明性・客観性・納得性が担保される必要がありますが、特定の属性などにある職員の人事評価が生成AIによるリスクに影響され、不適切に判定されることが懸念されます。 したがって、人事評価制度をはじめ、個々の職員の勤務条件を決定するための判定には、生成AIの利活用を禁止すべきであることを明記すべきです。 【日本国家公務員労働組合連合会】	ご意見として承ります。 高リスクの可能性がある生成 AI の利用については、本ガイドラインに基づき各府省庁から先進的AI利活用アドバイザリーボードへ報告を行い、先進的AI利活用アドバイザリーボードからの助言を踏まえて検討が行われます。各府省の具体的な生成AIの利用の検討状況や本ガイドラインの運用状況等を踏まえて必要に応じガイドラインの見直しを検討してまいります。
6.1.1　各種法令・ガイドライン等を踏まえた対応事項 現時点でISMAPを取得済の生成AIシステムは限定的であり、世界中で利用されている実績のある生成AIや国産AIの多くがISMAP未取得の状況と理解しております。積極的な政策的対応により日本の公共セクターにおいて、問題のある生成AIシステムには適切に対応しつつ、こうした実績あるLLMの活用を円滑且つ迅速に進めることは、公共セクター、生成AI産業、国民にとって非常に重要と考えられます。 【セールスフォース・ジャパン】	ISMAPによる評価とLLMとの関係については、ご意見を踏まえて今後関係省庁と議論を進めてまいります。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
6.1.1　各種法令・ガイドライン等を踏まえた対応事項 ・現在普及しているChatGPTも、その他の文章生成AIも、成り立ちや構造はDeepSeekと変わりありません。DeepSeekを警戒されるのであれば、その他も同様に警戒対象としなければ筋が通らないように思います。 ・「クラウドサービス型の生成 AI システムを業務で利活用する場合には、原則として要機密情報を取り扱うことはできない。」と規定されているが、「原則」ではなく、要機密情報や個人情報は保存および学習されないとしても「絶対に」入力すべきではない。 ・ISMAPへの言及があるが、政府や自治体等の公的機関による情報システム調達の際に、仕様書等においてISO/IEC 27001認証の取得有無を条件としている事例は少なくない。本ガイドラインにおいても、以下の認証取得について考慮することを追加しても良いのではないか。 ISO/IEC 27001認証（情報セキュリティマネジメントシステム）、ISO/IEC 42001認証（AIマネジメントシステム） ・ISMAPの取得には多大な費用、時間がかかるため、大きな参入障壁になっていると考える。一律の要件から外したうえで個別審査をするか、又は少なくとも取得に向けた準備を行っていることを条件としてxx年以内に取得すること等の猶予期間を設けていただきたい。 ・ISMAPの評価プロセスに基づく評価基準により安全性を担保する趣旨について賛成します。その上で、今後、ISMAPの改善や見直しがある場合、AIを念頭に議論が推進されることを期待します。 【日本情報経済社会推進協会】【富士通】【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。 なお、要機密情報を取り扱う生成AIのクラウドサービスを政府機関等が調達する場合には、本ガイドラインに記載のとおり、原則として ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから選定した上で、別途、本ガイドラインによる対応を行う必要があります。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
6.1.1　各種法令・ガイドライン等を踏まえた対応事項 ISMAPまたはISMAP-LIUクラウドサービスリストからの選定を原則とされている点につきまして、当方としても基本的に賛同いたします。そのうえで、今後地方自治体等への展開も見据えた際には、デジタル庁様がご準備を進められている「デジタルマーケットプレイス」への掲載サービスについても、考慮対象の一つとして明記いただけますと幸いです（該当の記述はP31にも見受けられます）。 なお、デジタルマーケットプレイスにつきましては、ISMAPや同等のセキュリティ・コンプライアンス要件を前提とした掲載が行われているものと理解しており、現在は規制改革推進会議の中間答申を受け、ISMAP-LIU等の基準見直しも進められていると承知しております。 一方で、ISMAP取得のハードルが高いとのご意見も一部にあることから、今後の実効性と柔軟性を高める観点でも、デジタルマーケットプレイスへの掲載実績を条件の一つとして追加いただくことをご検討下さい。 【日本マイクロソフト】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。 なお、DMPカタログサイトへ掲載するクラウドソフトウェアについては、調達を行う行政機関の判断材料としてISMAP及びISMAP-LIUクラウドサービスリストに登録されたソフトウェアの概要やサプライチェーンリスクの観点等からの確認をさせていただいておりますが、DMPカタログサイト上のソフトウェアのセキュリティ水準の妥当性を評価・担保しているものではありません。DMPを活用した調達においても、通常のIT調達と同様、調達主体が政府・自治体それぞれのセキュリティ基準に基づきソフトウェアを調達することになります。 また、要機密情報を取り扱う生成AIのクラウドサービスを政府機関等が調達する場合には、本ガイドラインに記載のとおり、原則として ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから選定した上で、別途、本ガイドラインによる対応を行う必要があります。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
6.1.1　各種法令・ガイドライン等を踏まえた対応事項 ISMAPでは、ISMAPで定められた評価プロセスに基づいて、要求する基準に基づいたセキュリティ対策が実施することをクラウドサービス事業者に求めていると理解する。ISMAPの管理基準には、アクセス制御に対する業務上の要求事項 、媒体の取扱い、暗号による管理策、マルウェアからの保護、ログ取得及び監視、冗長性などの要件が含まれるが、これらはAIモデルまたは大規模言語モデル（LLM）そのもので統制されているわけではなく、各種LLMを動作させる基盤上で機能が実装され、統制されている状況である。 このため、以下の注釈を追加し、ISMAPがLLM等を直接の対象とするものではないことを確認すべきではないか。 注釈: ISMAPは、クラウドサービス事業者にISMAPの評価プロセスに基づく管理策基準（アクセス制御、暗号化等）への準拠を求めるものである。そのため、AIモデルまたは大規模言語モデル（LLM）そのものではなく、それらを動作させる・または呼び出し利用する基盤がISMAPで評価されていることを確認するものとする。 【AIガバナンス協会】	要機密情報を取り扱う生成AIのクラウドサービスを政府機関等が調達する場合には、原則としてISMAP又はISMAP-LIUクラウドサービスリストに登録されている必要がありますが、ISMAPでは大規模言語モデル（LLM）特有の統制に関する評価は実施しておらず、LLM特有のセキュリティは本ガイドライン等を踏まえ別途評価されるべきと考えます。 LLMを動作等させる基盤を提供するクラウドサービス事業者（CSP）とLLMを当該CSPに提供する事業者との間における契約等の様態によっては、当該LLMまでもがISMAPの評価を受ける必要がない場合も考えられます。 どのような場合であればこの場合に該当するかについては、一定の考え方や例示をお示しできるよう関係省庁と協議を行ってまいります。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
6.1.2　本ガイドラインに基づく対応事項 ・調達チェックシートや契約チェックシートを包括的に評価するプロセスは、原則として高リスクAIのみに適用され、高リスク以外については、既存の「ChatGPT 等の生成 AI の業務利用に関する申合せ」をベースとする等の対応にとどめるのが現実的である。 ・定型約款や規約等への同意に加え、値引きや一定期間の無償利用等のために個別契約の締結を行うケースもあるかと思います。しかし、具体的な内容に関する個別契約を締結できることは実際には稀であるという印象です。このような稀なケース（イレギュラーケース）は想定せず、ルールをシンプルにする方が良いと考えます。 【AIガバナンス協会】【富士通】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
6.1.2　本ガイドラインに基づく対応事項 対応の網羅性を求める現在の調達チェックシートの内容は、それ自体が大企業以外にとっては大きな障壁であり、リソース、コスト、時間といった観点から大企業と比較して劣後してしまうので、一律の要件としてではなく柔軟な運用をお願いしたい。 【個人】	ご意見として承ります。 調達チェックシートは、「6.1.2　本ガイドラインに基づく対応事項」に記載のとおり、生成AIシステムの導入類型、プロジェクトフェーズ、リスクレベル、ユースケースの性格等を踏まえて、リスクと対策のバランスを考慮し、各対応事項の要求レベルや一部の要求事項の取捨選択又は拡充を検討する必要があることとしておりますが、ご指摘については、今後のガイドラインの運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
6.1.2　本ガイドラインに基づく対応事項 各調達府省庁が調達仕様書の作成において、必要以上の情報提出やインシデント対応義務を求めすぎることがないよう調達府省庁向けの注意喚起が、ガイドライン内に記載されることを要望します。 【セールスフォース・ジャパン】	【別紙4】契約チェックシートの説明シートに、「（調達仕様書に盛り込むことが適当な場合は、調達仕様書に盛り込む）」と記載しているため、各府省庁において適当なものを契約書に盛り込むこととしていますが、ご意見を踏まえて各府省庁には適切に説明して参ります。また、運用については不断の改善を図るとともに、ご意見について今後の運用・改訂の検討にあたっても参考とさせていただきます。
6.1.2　本ガイドラインに基づく対応事項 「調達チェックシート」には個人情報に関する記述も存在することから、「調達チェックシート」および「契約チェックシート」は要機密情報を取り扱う時（生成AIシステムを個別開発する時等）にも使用すると認識しています。この時、生成 AI システムの個別開発は実施せず、定型約款や規約等への同意によりサービスを利用する場合と、生成 AI システムの個別開発を実施する場合では、チェックシートを分けた方が良いと考えます。 前者は、今あるサービス仕様をチェックシートで確認するものであり、後者は、これから開発する仕様をチェックシートをもとに作成するものであることから、チェックシートの在りようも異なると考えています。これらを別々に整備した方がわかりやすいチェックシートとなるのではと考えます。 【富士通】	「6.1.2　本ガイドラインに基づく対応事項」に、生成AIシステムの導入類型に応じた「調達チェックシート」及び「契約チェックシート」の利用方法を記載しており、原案のとおりとさせていただきます。今後のガイドラインの運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
6.2.1 各府省庁内向けルールの整備 ・今のいわゆる生成AIを安全に利用する為にファクトチェックを行う方針のようですがチェック作業の煩雑さから直ぐにファクトチェックが形骸すると思われます。 ・本来の文章の意図がいわゆる生成AIによって歪められていないかなどのハルネーションの有無の確認といった本来必要のない確認作業が発生したりと無駄な仕事が増えています。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
6.2.1 各府省庁内向けルールの整備 ”AI統括責任者（CAIO）は、各府省の利用者（職員）に向けて生成AIの利用ルールを策定。”とありますが、デジタル統括責任者と副デジタル統括責任者の中間にこの役職を作って”利用ルールを策定”したらこの役職の人間は何もしなくてもいいということでしょうか？ 【個人】	AI統括責任者（CAIO）の対応事項は、「6.2 政府における生成AIシステムのAI統括責任者（CAIO）の対応事項」に記載している通り、各府省庁内向けルールの整備のほか、各府省内のAIガバナンスの確保等に取り組む必要がございます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
6.3.1　生成AIシステムの企画時の対応事項 「6.3.1 生成 AI システムの企画時の対応事項」内の『生成 AI システムを使って何を実現・解決したいのか目的を明確に』というのは，本当に大事だと思いますが，むしろ「本当に生成AIを使う必要があるか」というところまで議論してほしいです。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
6.3.1　生成AIシステムの企画時の対応事項 「ガバメントクラウド等の共通機能上で提供される生成AIシステムを積極的に活用することを推奨されている点については理解いたしました。その上で、費用対効果、セキュリティ基準への適合性、既存業務システムとの連携性、そしてAIサービスとしての信頼性などを総合的に評価した結果、既に高度な技術と実績を有する民間の生成AIサービスをそのまま利用することが、行政サービスの向上に資すると判断される場合も想定されます。 このような場合に、必ずしもガバメントクラウド上のサービスに限定せず、既存の民間サービスを利用する選択肢も排除されないと解釈してよろしいでしょうか。 【セールスフォース・ジャパン】	ご指摘の記載は法律上の検討義務について記載を行ったものです。このため必ずしもガバメントクラウド上のサービスの利用に限定する意図はなく、既存の民間サービスを利用する選択肢は排除されていません。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
6.3.2　生成AIシステムの調達時の対応事項 ・調達チェックシートのチェック項目が多いことは、事業者側にとっては新規参入のハードルとなり、調達する政府機関は負担軽減のために知見のある特定の民間企業に過度に依存してしまう可能性があることに、留意が必要です。今後、ISO42001のような国際標準の取り入れ、チェック項目の階層化・簡素化や、人・組織より技術・ツールによるチェックに重点をおいていただきたい。 ・　個人情報の保護やセキュリティ等に関する調達時の要求事項は、求めるルールや体制が整備されているだけでなく、システム運用開始後に当該体制等を適切に運用することが重要であり、情報マネジメントシステム等が適切に運用されているか否かを確認する第三者による認証を取得することなども有用である旨を調達時のガイドライン本文にも記載することで、提供者に対しシステムの適切な運用体制の構築、運用を促すことができるのではないか。 また、運用状況を定期的に検証することを想定した場合、第三者認証などを利用することで効率的な作業が可能なことを明記してはどうか。 ・要求事項の対策の裏付けとして、書面での確認にとどまらず、要求事項を満たしているかを判定するAIリファレンスモデルを構築し、それを用いた確認を行うことも今後検討すべきではないかと考える。 また、AIリファレンスモデルの構築に際しては、調達チェックシートの評価観点に「文化的・言語的考慮 」の項目があるように、日本の文化や法律等について信頼性が担保されたモデルである必要がある。この点を鑑みると、AIリファレンスモデルは国産モデルにより構築することが必要であると考える。 【日本アイ・ビー・エム】【日本情報経済社会推進協会】【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
6.3.3　生成AIシステムの構築・リリース前の準備時の対応事項 緊急時の連絡先や問合せ窓口等を提供する旨が記載されているが、先進的AI利活用アドバイザリーボードへの報告は行われるか？先進的AI利活用アドバイザリーボードへの報告が行われないとしたら何故か？ 【個人】	本記載は、各府省庁の企画者の対応事項の一つである「生成AIシステムに関する重要な情報や生成AIシステムの利活用にあたっての留意点を生成AIシステムのユーザーが理解し易くかつアクセスが容易な方法で提供する」という事項の例示になります。
6.3.3　生成AIシステムの構築・リリース前の準備時の対応事項 実際に使用する生成AIシステムのモデル上の制約（例：データアップロード可否、プロンプトのトークン上限、応答速度等）についてユーザーに提供するとの記載について、マルチテナントのクラウドサービスを活用する場合は例示されている事項について定量的な情報が提供困難な可能性があります。その場合、制約について詳細・定量的に情報提出が難しい旨をAIシステムのユーザーに提供することでよろしいのでしょうか。 【セールスフォース・ジャパン】	当該記載は例示であり、すべてに回答いただくことを事業者に求めるものではございません。案件に応じて仕様を固めた上で、その調達仕様書に沿って必要な対応を事業者に実施いただくことになります。
6.4　政府における生成AIシステムの開発者の対応事項 「6.3 政府における生成 AI システムの企画者の対応事項」の（章の番号についての）誤記と考えます。修正の検討をお願いします。 【富士通】	ご意見のとおり修正いたします。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
6.5　政府における生成AIシステムの提供者の対応事項 ・「不適切な個人情報の取扱いや個人情報・要機密情報の流出、プライバシー侵害がないか確認する。」の記載について、例示として、サンプルチェックなどがあげられているが、そうしたチェック作業を包括するマネジメントシステムを構築して、第三者による認証を取得することを記載するなど、効果的、効率的な対応方法を明記することは、提供者が具体的な対応を検討する上で、効果的と思料。 ・LLMの出力はLLMに学習されたデータの中の文化を反映するため、基本的に常に特定の文化背景を基にした出力となると認識しています。本記載について「日本において受容可能な文化に即した出力となっているか」等への変更を提案します。 ・「適切な目的で生成 AI システムが利用されていること、および目的外利用がされていないことを定期的に検証する」とあるが、「6.3.3 生成 AI システムの構築・リリース前の準備時の対応事項」の②適正利用の促進で触れているような問合せ窓口への照会があった時点で、必要に応じて検証する旨が記載されている箇所はあるか？ 【日本情報経済社会推進協会】【富士通】【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
6.5　政府における生成AIシステムの提供者の対応事項 システムのレビューや改善要求は定期的に実施する旨を明記すべきである（現状は目的内利用のみが定期的検証の対象とされている）。 【個人】	ご意見として承ります。システムの運用全般に係るご指摘かと存じますが、今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
6.5　政府における生成AIシステムの提供者の対応事項 システムのレビュー及び改善要求等を定期的に実施し（34頁において目的外利用がなされていないことの定期的な検証に言及されているが、定期的な検証が必要とされるのは目的外利用に限られない）、また、リスクへの対応について市民を含む利用者への説明および不服申し立て機会を付与するなど、本ガイドライン案の適切な運用のため、定期的な検証や利用者からの意見収集を行うべきである。 【AI法研究会　政策提言部会有志】	ご意見として承ります。 今後の改定の検討においても、幅広くご意見を頂戴してまいります。
6.5　政府における生成AIシステムの提供者の対応事項 システムのレビューや改善要求は定期的に実施する旨を明記すべきである（現状は目的内利用のみが定期的検証の対象とされている）。 【個人】	ご意見として承ります。システムの運用全般に係るご指摘かと存じますが、今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
6.7　生成AIシステム特有のリスクケースへの対応 ・リスクケースが発生した場合の記述に「AI統括責任者及び生成AIの提供者が中心となり、重要度・影響の程度等を踏まえ、適切な対応を行う」とありますが、「適切な対応」というのが曖昧かつ不透明だと感じます。リスクケースの発生による不利益を挽回するのか、損害を補償するのかなど、信頼のためにも明確にするべき。 ・「リスクケース発生時は、～必要な監査を実施することについても検討する」とあるが、「検討」ではなく契約に盛り込むことを「必須」とするべき。これは、すでに様々な重大リスクが起きていることに対する保険である。 ・項番4に記載の内容に賛同する。特に外部連携を伴うシステムや、インシデント発生時の対応を実現するためには、AIセキュリティの領域においても、ゼロトラストベースのセキュリティ設計と継続的なリスク検証・リアルタイムモニタリングを実現するツールなどを導入することにより、インシデント対応体制を実行に移すことが重要となると考える。 ・リスクへの対応においては、市民を含むユーザーへの説明及び不服申立機会の付与*を明確に位置付けることが望ましいのではないか。*この点、米国における連邦政府機関のAI利用に関する覚書（M-25-21）では、高リスク（high-impact）のユースケースについて、ユーザ等からのフィードバックを収集するチャネルの作成を義務付けており参考になる。 ・リスクの大きさ（インシデントの重大さ）に応じたエスカレーション基準が必要。CAIOへの報告がされるよう配慮する必要がある。また、アドバイザリーボードやデジタル庁への報告基準を定め、リスク対応や原因分析等が不十分な場合には指導・改善要求ができる仕組みとする。 ・⑤に個人情報漏えい事案等について言及いただいているため、生成AIシステム特有のリスクケースの例（P.36の1段落目の箇条書き部分）においても、個人情報保護やプライバシーに該当する例を追加記載いただいた方が、理解しやすい。 【AIガバナンス協会】【KPMGコンサルティング】【日本情報経済社会推進協会】【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
6.7　生成AIシステム特有のリスクケースへの対応 ・「個人情報漏えい事案等が発生した場合は、各府省庁で定められた対応手順に従って適切に対応を行う。」とあるが、具体的な方策を記載すべき。本ガイドラインではリスクに対し、全体的に「気をつける」「アドバイスを受ける」「共有する」という内容しか書かれておらず、即時該当システムを停止する・ネットワークから遮断するなどの具体的な方法が記載されていない。 ・リスク発生時には必要な監査の実施を必須とし、また対応の具体的な方法の記載も必要と考えます。 ・6.7 生成 AI システム特有のリスクケースへの対応において「リスクが顕在化した場合等への対応を各府省庁において準備しておく必要がある」とあるが、具体的にいつまでに何を決めるのか？ 【個人】	ご意見として承ります。 なお、政府における生成AIシステム特有のリスクケースへの具体的な対応手順につきましては、セキュリティの観点から公開を予定しておりません。
6.7　生成AIシステム特有のリスクケースへの対応 ・6.7 生成 AI システム特有のリスクケースへの対応において「リスクが顕在化した場合等への対応を各府省庁において準備しておく必要がある」とあるが、EU(https://eumag.jp/article/qa1224b/) のようにリスクベースのアプローチを採っているか？採っているならどこに記載されているか？採っていないなら何故か？ ・6.7 生成 AI システム特有のリスクケースへの対応において「リスクが顕在化した場合等への対応を各府省庁において準備しておく必要がある」とあるが、EU(https://eumag.jp/article/qa1224b/) のようなリスクベースの分類にて、容認できないリスク（Unacceptable risk）を持つものは、そもそもの開発を禁止している。デジタル庁として、そのような考え方は含まれているか？含まれているならどこに記載されているか？含まれていないなら、それは何故か？ 【個人】	本ガイドラインではリスクベースアプローチ（「【別紙１】高リスク判定シート」に基づき判定）を採用しております。 本ガイドラインにおける「高リスクな生成AI」の考え方については、本ガイドラインの「3.2　高リスクな生成AI利活用の考え方」に記載しております。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
6.7　生成AIシステム特有のリスクケースへの対応 ・④に情報セキュリティインシデント対応体制と、生成AIシステム特有のリスクケースへの対応体制間での適切な連携について言及されている。一方、⑤では、生成AIシステム特有のリスクケースへの対応体制と個人情報保護の対応体制間での適切な連携については言及されていない。「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/202403_koutekibumon_jimutaiou_guide.pdf）に別添されている「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に基づいて、行政機関等において個人情報保護の対応体制が構築されている場合もあると考えられ、その場合には、個人情報保護の対応体制との連携についても言及してはどうか。 ・⑤において個人情報漏えい事案等について言及があるが、生成AIシステム特有のリスクケースの例（P.36の1段落目の箇条書き部分）においても、個人情報保護やプライバシーに該当する例を追加記載することが望ましい。 【AIガバナンス協会】【日本情報経済社会推進協会】	個人情報漏えい事案については生成AIシステム特有のリスクケースではないため、「生成AI特有のリスクケースの例」に含めることはいたしませんが、ご意見を踏まえて、「**生成AIシステム特有のリスクケース等への対策として**」と修正いたします。
6.7　生成AIシステム特有のリスクケースへの対応 ⑤では、生成AIシステム特有のリスクケースへの対応体制と個人情報保護の対応体制間での適切な連携については言及されていないが、「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に基づいて構築されている個人情報保護の対応体制との連携についても言及してはどうか。 【AIガバナンス協会】	ご意見を踏まえて、「**このような状況下においては、個人情報保護への対応体制と生成AIシステム特有のリスクケースへの対応体制間で適切に連携をする。**」と追記いたします。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
7 今後の進め方 「画像や動画等の生成 AI に係る来歴証明の導入の在り方」とあるが、画像や動画の生成AI技術のガイドラインを作成するのであれば、誤情報であった場合の予防策として、「必ず来歴証明が導入されているものを使用すること」とすべき。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
7 今後の進め方 生成AIシステム全体のライフサイクルにおけるトレーサビリティが確認でき、日本国の法律が適用可能なシステムであることのガイドラインへの明記が必要と考え意見します。 【個人】	サプライチェーンリスクについては、「IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」に基づき対応することとしております。 ご意見につきましては、今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
7 今後の進め方 本ガイドラインの随時の見直しについては、P.37 7.においても言及はされているが、その前提として、民間事業者や市民からの本ガイドラインに対するフィードバックも随時受け付けるべきである。 【AIガバナンス協会】	必要に応じて関係者のご意見を伺いながら改定して参ります。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン本紙	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
7 今後の進め方 民間事業者（特に、AIのリスク管理の実務について豊富な知見を有する調達先候補者たる事業者）や市民からの本ガイドライン案に対するフィードバックも随時受け付けるべきであり、本ガイドライン案の表現も例えば以下のように修正すべきである。 37頁下から10行目以降「今後想定されていなかったリスクが顕在化する可能性もあることなどから、政府による生成 AI 調達・利活用ルールについては、随時見直していくこととする。」を「今後想定されていなかったリスクが顕在化する可能性や、逆に過剰な要求によってAIの利活用を不必要に萎縮させてしまう可能性などもあることから、政府による生成 AI 調達・利活用ルールについては、政府全体の生成 AI 施策の動向やガイドラインの運用状況、及び民間事業者や市民からのフィードバックを踏まえ随時見直していくこととする。」に変更する。 【AI法研究会　政策提言部会有志】	ご意見として承ります。 今後の改定の検討においても、幅広くご意見を頂戴してまいります。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 全般 ・要求事項「開発・運用工程要件」へ「学習内容が公開された生成AIモデルを利用している」を加えるべき ・各チェックシートは、「AI事業者ガイドライン」などを参考に作成されたものと理解しています。一方で、今後の国内法制度との整合性を考える上では、内閣府のAI戦略会議およびAI制度研究会における中間とりまとめにも示されているとおり、事業者には「HAIP等の国際的な規範の趣旨を踏まえた指針」への対応が求められる見込みです。 　このため、現在国際的に議論が進められている「HAIP報告枠組み」との整合性を意識した設計が重要になります。 　実際に、現時点でもチェックシートとHAIP報告枠組みとの間には、以下のような観点や表現の違いがいくつか見受けられます。その結果、事業者側では両者に対応する必要が生じ、追加的な調整や運用上の負担が発生するおそれがあります。 　説明可能性については、チェックシートでは「出力の根拠が合理的に説明できること」が基本項目として明記されています。一方で、HAIP報告枠組みではこの観点を直接問う設問はなく、技術文書の公開といった透明性の一環として限定的に扱われているのみです。政府AI調達・利活用ガイドラインが、AI事業者ガイドライン等を踏まえて策定されていることは承知していますが、今後は政府が策定する「HAIP等の国際的な規範の趣旨を踏まえた指針」との整合性確保も重要な論点となってくると考えます。 　特に、調達・契約の現場で実際に用いられるチェックシート類については、そうした指針で示される観点や記載内容と整合が取れていることが、調達実務と制度運用の円滑な接続において重要な要素となります。今後の改訂や運用に際しては、ぜひこうした整合性への配慮をご検討いただけますと幸いです。 【日本電気】【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 全般 ・調達チェックシートに基づいて評価を実施するには、情報システム、情報セキュリティ、AIシステム等に対する経験や知識が不可欠であり、調達担当者や評価担当者の教育コストや負担が大きいと考える。調達チェックシートで評価すべき内容は、ISO/IEC 27001及びISO/IEC 42001で規程されている要求事項を満たしていることと同等であると考えて差し支えないと考えられるため、政府担当者は調達時の対応において当該認証を有効に活用するとともに、事業者が認証を取得していることを十分考慮することとしてはどうか。 ・ISO/IEC 27001認証（情報セキュリティマネジメントシステム） ・ISO/IEC 42001認証（AIマネジメントシステム） ・調達チェックシートに基づいて評価を実施するには、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に対する経験や知識が不可欠であり、調達担当者や評価担当者の教育コストや負担が大きいと考える。政府担当者はJIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム）に基づく第三者による認証制度（例えば、プライバシーマーク制度等）の認証を、調達時の対応において有効に活用するとともに、事業者が認証を取得していることを十分考慮することとしてはどうか。 【日本情報経済社会推進協会】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 全般 ・対策例、対策例詳細、裏付けとなる情報の例の記載があり、分かりやすい内容となっていると考えています。 　しかし、具体的な内容の記載であるため、対策等が固定化してしまう危惧があると考えています。生成AIは技術進歩が早い領域であるため、対策例が古くなってしまったり、提案に際して、確実にクリアできる対策例を採用する誘因が働いてしまったりする等の状況が生じる可能性があります。（特に基本項目においては、確実にクリアできる対策例が選択されると考えます。） 　そこで、それぞれの項目について、基本項目に加えて、任意追加項目（加点項目）を拡充することを提案します。また、ガイドラインの改定とは別に、対策例、対策例詳細、裏付けとなる情報の例に関する情報はホームページ等で随時アップデートし、最新、有効性／生産性の高い対策が採用されやすくなる仕組みを整備することを提案します。なお、要求事項 と対策例の網羅性については、並行して随時チェックいただき、最新状況での対策の有効性を確保する仕組みもあわせて整備いただければと思います。 【富士通】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 全般 調達先候補者への過大な負担となりうるような要求事項は避けるべきである。例えば、「生成AIシステムによる出力に有害なバイアスを含まず、不当な差別を含まない状態としていること」（調達チェックシート要求事項19）について、これを技術的に担保することは現時点では不可能と思われることから、「生成AIシステムによる出力に有害なバイアスや不当な差別が含まれないよう必要な措置をとっていること」といった表現に修正すべきである。 【AI法研究会　政策提言部会有志】	当要求事項は「国民等による府省庁外利用の場合は基本項目として適用」の要求事項であり、高リスクである可能性が高いことを踏まえ、より要求レベルの高い要求事項を記載しております。 なお、具体的にどのような措置を求めるかについては、案件に応じて個別に協議の上、決定することを想定しています。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 組織要件全般 ・組織要件については、マネジメントシステムに係る第三者認証取得も裏付けとしての活用が考えられる。（ISO/IEC 42001、ISO/IEC27001に基づく適合性評価制度や、個人情報を取り扱う場合にはJISQ15001に基づく適合性評価制度等） ・組織要件については、AI、情報セキュリティ、個人情報保護に係るマネジメントシステム等が適用されているか否かを確認する第三者による認証を取得することなども有用であり、その要件を確認する際の裏付けとなる情報として活用できることを明記してはどうか。認証の取得の有無についても、裏付けとなる情報の例として活用できることに言及していくべき。（JISの発行も予定されているISO/IEC 42001（AIマネジメントシステム（AIMS））に基づく適合性評価制度、ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））に基づく適合性評価制度や、個人情報を取り扱う場合にはJIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム）に基づく第三者による認証制度（例えば、プライバシーマーク制度等）の認証 等） 【AIガバナンス協会】【日本情報経済社会推進協会】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
別紙3 調達チェックシート 開発・運用工程要件全般 （項目追加の提案）経済安全保障等の観点から、運用のソブリン性について加点項目への追加を検討いただければと存じます。 【富士通】	【別紙3】調達チェックシートは、生成AI固有のリスクを低減するための要求を整理するものであり、ソブリン性のような経済安保やサプライチェーンリスクに係る観点については、原則として本チェックシートのスコープ外と整理しております。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 生成AIシステムの基本機能要件全般 要求事項#15「有害情報」は「～の出力を制御していること」、要求事項#16「虚偽情報」は「～出力の防止措置を取っていること」、要求事項#19「不当な差別」は「～を含まない状態としていること」となっていて微妙に要求内容が異なっているところ、仮に異なるレベル感の対策を想定されているものでなければ、解釈に争いが生じないよう要求内容を揃えることをご検討いただきたい。 【AIガバナンス協会】	各要求事項に係る必要性に応じ異なるレベル感の対策を想定していることから、要求内容の記載ぶりも異なっております。
別紙3 調達チェックシート 生成AIシステムの基本機能要件全般 ・AIソリューション提供者の観点から、生成AIシステムの調達における安全面について追加・補足提案を行います。 分類：生成AIシステムの基本機能要件 追加の要求事項：ランサムウエア対策について、ソフトウエアとハードウエアの多層防御機能を有していること。 理由：ランサムウエア攻撃にはソフトウエアのライブラリやサードパーティ製品のコンポーネントを経由した標的型攻撃（サプライチェーン攻撃）が含まれ、ランサムウエア対策ソフトだけでは限界がある。特に、データを直接保存するストレージ自体にも、AIを活用した異常検知、異常検知時のスナップショット取得、バックアップ、データ変更不可など、多層的な防御機能を備えておくことが重要。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。 ストレージを含めた一般的なITシステムに係るセキュリティの観点については「6.1.1　各種法令・ガイドライン等を踏まえた対応事項」にて遵守すべきとしている政府情報システムに係るガイドラインにて記載しており、生成AIシステムに係るセキュリティの観点は、要求事項の観点に盛り込んでおります。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 生成AIシステムの基本機能要件全般 ・AIソリューション提供者の観点から、生成AIシステムの調達における安全面について追加・補足提案を行います。 分類：生成AIシステムの基本機能要件 追加の要求事項：国防、警察、メディカル、ライフサイエンス関連データなどの機微なデータの保存・運用に関しては、米国政府と同等のセキュリティ基準を設け、データの最終保存・運用先であるストレージを選定すること。 具体的な基準： ・米国家安全保障局（NSA）のCommercial Solutions for Classified（CSfC）サイバーセキュリティ対応済み製品リストに記載されていること。 ・米国防総省（DoD）のサイバーセキュリティ基準認定調達製品リスト（DoDIN APL）に記載されていること。 ・国立標準技術研究所（NIST）の政府機関向け情報処理標準規格FIPS 140-2およびFIPS 140-3に準拠していること。 ・ISO/IEC情報セキュリティ国際評価基準Common Criteria（ISO/IEC 15408）に準拠していること。 ・Secure by Design and Defaultプログラム（米国土安全保障省サイバーセキュリティ・社会基盤安全保障庁（CISA）が主導）の参加を宣誓している企業のストレージであること。 理由：これらの基準を満たすストレージであれば、クラウドにアップロードできない国家安全保障上の機微なデータも安全に取り扱うことができ、RAGで活用する生成AIシステムのセキュリティとサイバーレジリエンスが高まる。これにより、特に機微なデータを扱う際の安全性が格段に向上し、日本国のデータ戦略に対する世界各国からの信頼が更に増すため。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。 ストレージを含めた一般的なITシステムに係るセキュリティの観点は「6.1.1　各種法令・ガイドライン等を踏まえた対応事項」にて遵守すべきとしている政府情報システムに係るガイドラインにて記載しており、生成AIシステムに係るセキュリティの観点は、要求事項の観点に盛り込んでおります。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 生成AIシステムの基本機能要件全般 （項目追加の提案）機密性2データを扱う場合は、データが外部に漏れない対策が講じられていることを基本項目として明示することを検討いただければと存じます。 【富士通】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
別紙3 調達チェックシート 要求事項#2 評価観点「2 AIガバナンスの構築」では、「裏付けとなる情報の例」として「組織としてのAIガバナンスの在り方や取り組みがわかる資料」とあるが、ISO/IEC 42001に基づくAIMS適合性評価制度をはじめとした第三者認証の取得等も裏付けとして活用することを検討していくべき。 【AIガバナンス協会】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
別紙3 調達チェックシート 要求事項#9 ・調達チェックシートの要求事項9について「公開」ではなく「企画者への開示」が適切ではないか。 ・対象文章：合理的な範囲での開発・運用時におけるシステムプロンプト等の公開が技術的に可能であることを表明し保証する システムプロンプト等は当該システムの技術的優位性の根幹に当たるものと考えます。そのため公開に際しての秘密保持等について、どのように考えているのか、明示いただけないでしょうか？（広く守秘義務を掛けることなく公開する場合、当該システムを第三者が再現し利用することが可能となるため、受け入れが困難な条項となると考えます。） 【富士通】【個人】	ご意見を踏まえて、「**企画者への情報開示や情報提供**」と修正いたします。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 要求事項#9 対象文章：生成AIシステムに入力されるプロンプトの一部やパラメータが隠蔽されていないことの確認のために、合理的な範囲での企画者への情報開示や情報提供ができる状態であること 「合理的な範囲での企画者への情報開示や情報提供ができる状態であること」がどのような状態を指すのか不明瞭な印象があります。（どこまで情報提供すればよいのか悪魔の証明的な状況に陥る危惧があります。一方で、裏付けとなる情報の例として記載されている「LLMに入力されるプロンプトの一部やパラメータが隠蔽されていないことを表明した資料等」では、事業者の表明だけに依存し、発注者側での確認が限定されてしまう状況になる危惧があります。） 「十分な情報が開示/提供されていること」へ変更した上で、OK/NGとなる具体的な内容を例示することでより明確な基準とすることができると考えます。 【富士通】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 要求事項#12 対象文章：LLMのメジャーアップデートやモデルの移行前に、移行候補のLLMで、アウトプットの品質や安全性等について問題ない性能かを検証できている 生成AIは技術進歩が速く、提供されているサービスの状況を見ても、サービス提供期間が短いものや、サービスのアップグレードが頻繁に発生するものがあります。したがって、サービスのバージョンアップについて、どの程度許容できるか、システムの要求仕様とすり合わせの上、進める必要があると考えています。（アップデートの考慮を厳しく要求しすぎると最新のサービスの採用は難しくなる危惧があります。） 上記より、本項目の対策には、システムの要求仕様を考慮した上で生成AIシステムのアップデートの考慮対策がなされているという主旨を盛り込んでいただければと思います。 【富士通】	ご意見として承ります。 今後のガイドラインの改定の検討や運用に当たって、ご指摘の点も留意いたします。
別紙3 調達チェックシート 要求事項#13 対象文章：生成AIシステムのアウトプットが日本の言語環境や文化環境に即したものになる状態 としていること LLMの出力はLLMに学習されたデータの中の文化を反映するため、基本的に常に特定の文化背景を基にした出力となると認識しています。本記載について「日本において受容可能な文化に即した出力となっているか」等への変更を提案します。 【富士通】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 要求事項#16 要求事項16の「生成AIシステムによる偽誤情報の出力の防止措置を取っていること」については、クリエイティブなユースケースでは逆にこのような出力が求められる場合もあり、当該要件の緩和が必要になる場合もあると思われる。 【個人】	本文に記載している通り、ユースケースの性格等を踏まえ、要求事項や対策例をどのように取り入れるかを検討した上で、生成AIシステムを調達することとしております。
別紙3 調達チェックシート 要求事項#17 対象文章：エンドユーザーに対し、生成AIシステムの出力を人間から発せられた情報と区別できるような仕組みを提供する技術を有している 「エンドユーザーに対し、生成AIシステムの出力を人間から発せられた情報と区別できるような仕組み」について、どのような仕組みか（どこまでの対応が求められているのか等）対策例詳細 にて例示いただければと存じます。 【富士通】	ご意見として承ります。 生成AIによるものであることを明示する仕組みを想定しておりますが、具体的にどのような仕組みになるかという点は、個々のユースケースに応じて検討がされるものと考えており、具体化は行わないこととします。 今後のガイドラインの改定の検討や運用に当たっての参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 要求事項#18 「エンドユーザーの意思決定の誘導を防止」と記載があるが、この表現では対象が過度に広汎になるおそれがある。意思決定の誘導が目的になるサービスもあると思われるためである。 たとえば、「ゴミの日」回答アプリを想定すると、「フライパンを捨てたいです。」と書いて、「フライパンは第3木曜日に捨てられます」と返ってきたら、エンドユーザーは「第三木曜日にフライパンをごみ集積所」にもっていくという意思決定をするが、これは何ら問題のある誘導ではない。 実際にこうした項目で想定されているのは、消費者自身にとって不利益な意思決定への誘導や世論誘導といった不当性のあるケースと考えられるため、下記の通り修文を行うべきではないか。 （修正案） 「エンドユーザーの意思決定の誘導を防止していること」 →「エンドユーザーの意思決定の不当な誘導を防止していること」 【AIガバナンス協会】	ご意見のとおり、修正いたします。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 要求事項#18 対象文章：ニュース記事やソーシャルメディアなどにおいて、エンドユーザーが生成AIシステムで出力したコンテンツであることを識別できる仕組みを提供する技術を有している 「ニュース記事やソーシャルメディアなどにおいて、エンドユーザーが生成AIシステムで出力したコンテンツであることを識別できる仕組み」について、どのような仕組みか（どこまでの対応が求められているのか等）対策例詳細 にて例示いただければと存じます。（生成AIシステムで出力したコンテンツについてはラベルのようなものを付与するのか、情報の二次展開等までの考慮が必要なのか、また、識別できる仕組みと免責の関係についての考え方等、示していただければと存じます。） 【富士通】	ご意見として承ります。 生成AIによるものであることを明示する仕組みを想定しておりますが、具体的にどのような仕組みになるかという点は、個々のユースケースに応じて検討がされるものと考えており、具体化は行わないこととします。 今後のガイドラインの改定の検討や運用に当たっての参考とさせていただきます。

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 要求事項#18 対象文章：生成AIシステムの推奨や指示により、エンドユーザーが主観的又は客観的に不利益となる行動に誘導されることがないよう対策を講じている 「生成AIシステムの推奨や指示により、エンドユーザーが主観的又は客観的に不利益となる行動に誘導されること」について、どのような内容か（不利益の判断基準等）対策例詳細 にて例示いただければと存じます。 【富士通】	ご意見として承ります。 生成AIシステムのエンドユーザーに影響を与える出力により、エンドユーザーの行動や感情が望ましくない状態へ誘導されること等を想定しておりますが、具体的に不利益がどういったものになるかは、個々のユースケースに応じて検討がされるものと考えており、具体化は行わないこととします。 今後のガイドラインの改定の検討や運用に当たっての参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 要求事項#19 有害なバイアスや不当な差別を防止することは当然に必要であるが、納品段階でそれを（運用中の挙動まで含めて）完全に保証することは困難であるため、実質的にはベンダー側で必要な対策をとっているかで判断することが妥当と考えられる。このため、下記の通り修文を行うべきではないか。 （修正案） 「生成AIシステムによる出力に有害なバイアスを含まず、不当な差別を含まない状態としていること」 →「生成AIシステムによる出力に有害なバイアスや不当な差別が含まれないよう必要な措置をとっていること」 【AIガバナンス協会】	当要求事項は「国民等による府省庁外利用の場合は基本項目として適用」の要求事項であり、高リスクである可能性が高いことを踏まえ、より要求レベルの高い要求事項を記載しております。 なお、具体的にどのような措置を求めるかについては、案件に応じて個別に協議の上、決定することを想定しています。
別紙3 調達チェックシート 要求事項#20 要求事項20について、想定される出力がコードであったり外国語だったりする場合もあるため、「すべてのエンドユーザ」ではなく、「当該システムが想定するすべてのエンドユーザ」とすべきではないか。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
別紙3 調達チェックシート 要求事項#21 要求事項21の「目的外利用の防止を行い、仮に目的外利用された場合にも大きな危害・不利益が発生しないような状態としていること」を生成AIシステムの基本要件としているが、目的外利用の範囲は広いため、現実的にはシステム内での制御は難しく、システム外での対応（利用規約で縛る等）しかできないように思われる。 【個人】	対策例は例示としての記載であり、今後の運用・改訂の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 要求事項#22 裏付けとなる情報の例 「個人情報保護に準拠している旨が分かる資料」 意見： 資料の例示として「ルールや規程等」が示されているが、「適切な取扱いが確保」されていることを確認するためには、規律を定めるだけでなく、その規律が適切に運用されていることを確認することが重要であるので、JIS Q 15001の要求事項としているマネジメントシステム運用状況の記録なども例示として明記することが考えられる。（例えば、プライバシーマーク制度においても要求事項としている。） 【日本情報経済社会推進協会】	ご意見を踏まえて、「**個人情報保護法に準拠している旨が分かる資料（ルールや規程、その運用状況の記録等）**」と修正いたします。
別紙3 調達チェックシート 要求事項#25 出力根拠の提示の現実性について懸念する。例えば、当社が生成AI基盤モデル搭載のシステムを官庁に導入する場合、官庁に対する直接の提供者（ベンダー）側でも出力根拠を十分に説明することは困難な場合がある。生成AIを調達する契約全てにおいて要件とすることは過剰ではないか。 【AIガバナンス協会】	ご意見のとおり、出力根拠を説明することが困難なケースもあると理解しており、「合理的な範囲で」対応いただく要求事項としております。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 要求事項#25 対象文章：出力根拠が技術的に合理的な範囲で確認できる状態としていること 調達チェックシートの評価観点18 説明可能性について、「出力根拠が技術的に合理的な範囲で確認状態としていること」が基本項目となっているが、現時点で生成AIの出力根拠を説明しきることは技術的に達成されていないため、「技術的に合理的な範囲」という譲歩をつけたとしても難しいと考えています。 そこで、（評価観点19のロバスト性が保たれることが基本項目となっていることを前提として）、説明可能性は任意項目としていただければと存じます。 なお、説明可能性の対策例も記載されていますが、処理プロセスについての文書化以外は、現時点の技術的な工夫で実現困難であるか、説明のために生成AIからの結果をうのみする必要がある対応策となっているため、「説明」が何を求める内容なのかの明確化も含め、修正を検討いただければと存じます。（例えば、段階的な推論を行うAIからの出力をAI自身に説明させた場合、人間はAIからの説明をうのみにするほかなく、AIからの出力を説明できているとは言い難いためと考えています。） 【富士通】	本項目は政府におけるAIの調達・利活用に当たって非常に重要な要素であり、「技術的に合理的な範囲」を案件ごとに判断して定めた上で、政府機関が調達する生成AIシステムに原則要求すべきと考えられる事項であること、また、本評価観点の「対策例」につきましても、あくまで「要求事項」を遵守するための方法論の例示であることから、記載とおりとさせていただきます。 頂いたご意見につきましては、今後の運用における参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙3 調達チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙3 調達チェックシート 要求事項#27 ・要求事項#27の「対策例詳細」に「PETsなどによる措置を行うことで、学習データとしての使用に問題ない状態となっているかの確認できる状態である」とあるが、該当すると思われる「合成データ」や「連合学習」、「秘密計算」といった技術は社会実装も進んでいることから、わかりやすさの観点からも、具体的な技術名を例示として記載することが必要ではないか。 　また、PETsの導入についてはOECDなど国際機関からもガイドラインが出つつあるため、そのようなガイドラインを参考にすることを追記することも考えられる。 https://www.oecd.org/en/publications/emerging-privacy-enhancing-technologies_bf121be4-en.html ・評価観点「20 データ品質」の「対策例詳細」に「PETsなどによる措置を行うことで、学習データとしての使用に問題ない状態となっているかの確認できる状態である」とあるが、該当すると思われる「合成データ」や「連合学習」といった技術は社会実装も進んでいることから、わかりやすさの観点からも、具体的な技術名を例示として記載することが必要。 【AIガバナンス協会】【日本情報経済社会推進協会】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙4 契約チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙4 契約チェックシート 対象箇所: 取り決め事項1　補足説明 1行目に「事業者に対して～目的外利用禁止義務として定めること」とあるところについて、「インプット」の定義が単に「プロンプト、学習用の生データ」とあることからすると、この「生データ」は場合によっては事業者側が準備・取得してきたものも含まれる可能性もあり、その場合にまでこの「目的外利用禁止義務」が課され本チェックシート（契約）以外の利用が一律禁止されることになるのは、事業者の他の活動の障害になる恐れがあるのではないか。 【AIガバナンス協会】	契約チェックシートの説明シート、「用語の補足」にて、学習用の生データは「ユーザから事業者に提供された学習時に生成AIシステムにインプットするためのデータ。」と定義を記載しております。 「ユーザから事業者に提出された」とデータの範囲を定義しておりますので、ご意見に記載された事例は対象外となると考えます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙4 契約チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙4 契約チェックシート 対象箇所: 取り決め事項8　補足説明 「期待品質を満たされなくなった場合において」とあるが、これは「納入時において契約に基づき期待品質を満たすことが確認されたが、その後、期待品質を満たされなくなった」というケースを想定していると思われる。この状況で、「そこから生じる被害を最小限に食い止めること及び、原因を特定し改善措置を講じることを求める」ことが望ましいとなると、納入者側としては（納入後も）常に期待品質を満たすようにしておかねばならないということになるようにも解釈できるが、これは継続的に性能を変化させるAIをめぐる取引においては、実質的に履行が困難な場合も想定される。契約期間中に一定の品質のサービスを提供することを約する契約の場合には理解できるが、生成AIを調達する契約全てにおいて望ましい規定とはいえないのではないか。 【AIガバナンス協会】	ご意見のとおり、生成AIを利用するサービスの場合、一度サービスリリースを行った後、改善を行わない場合は、様々な要因によって期待品質を満たしえない場合があり得るからこそ、常に期待品質を満たすことを示す取組事項を明記しております。具体的にどこまでを期待品質を満たすための取組とするかは、個々の契約に応じて合理的な範囲で検討を行うことになると考えます。
別紙4 契約チェックシート 現行のガイドライン案では、チェックシートに反映されているような文書化要件は過度である可能性があり、管理資源が限られている小規模なベンダーに不釣り合いな負担を強いることに留意したい。このような負担は、非市場リーダーにとって参入障壁となり、市場集中やそれに伴うリスクを高める恐れがある。 【Center for AI and Digital Policy】	ご意見として承ります。 中小・スタートアップを含む多様な事業者が参入できる環境整備に取り組むことは重要と考えております。今後の運用・改定の検討にあたっても参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙4 契約チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙4 契約チェックシート 契約チェックシートの取り決め事項について、各府省庁の契約書のひな型に記載がない事項もしくは記載を修正した方が良い事項があった場合は、企画者と事業者の協議により契約書の記載を修正することも想定されているとの理解でよろしいでしょうか。またその他ガイドラインの趣旨を踏まえた事業者との協議により、各府省庁の契約書のひな型を修正したり、ベンダーの契約条項を一部受け入れたりすることもありうるとの理解でよろしいでしょうか。 【セールスフォース・ジャパン】	ひな形自体の修正ではなく、ひな形の情報を基に案件ごとに調整をする可能性があるという点においては、ご認識の通りです。 また、【別紙4】契約チェックシートについては、取り決め事項を原則として盛り込むことを求めておりますが、契約書の具体的な記載内容については協議により調整の余地があるものになります。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

別紙4 契約チェックシート	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
別紙4 契約チェックシート ・契約チェックシートにおいて、情報セキュリティインシデント・生成AIシステム特有のリスクケースが発生した場合の事業者の対応義務、協力及びその範囲に関する取り決めを契約内に記載することとされています。この取り決めにおいて、契約事業者が第三者生成AIモデルを活用している場合は、当該第三者生成AIモデル開発者を含む役割分担を踏まえた契約内容とするよう、各調達府省庁への注意喚起がなされることを期待します。 ・取り決め事項#5 対象文章：請負契約で事業者が生成AIシステムを完成する義務を負う場合、ユーザのサービス利用目的に照らして、どのような完成条件（完成時期、検収条件等）を定めるべきか検討して契約に盛り込むことが望ましい。 「どのような完成条件（完成時期、検収条件等）を定めるべきか」について、詳細、具体的な内容を拡充いただければと存じます。 生成AIの特性上「絶対に間違えないシステム」等は想定しがたいものですので、一定のサービスレベルでの規定を行っていただくべきと考えています。そのための指針となる記載の拡充を検討いただければと考えます。 【セールスフォース・ジャパン】【富士通】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン全体	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
全体的な方針案に賛成 ・AIや生成AI(以下AIと表記)を活用して行こうという試みに賛成します。外国の行政ではどのようにAIを活用しているか参考にしてみるのもよいと思います。AIの活用で行政を担う方々の負担軽減が出来たとしたら離職率低下も見込めるかもしれません。 ・行政が生成AIを活用していくことに賛成です。 ・国の政府職員等向けのガイドラインであっても事業者としては対応を検討する際の指針となるものであり、大変ありがたい。また、省庁横断で統一的なルールを設計、運用していただくことは、事業者の対応コストを大幅に削減するものであり、歓迎すべき取り組みと考えている。 ・我々は、本ガイドライン案における(1)政府のAI調達に関してAIによるリスクを考慮した調達基準を作成すること、(2)本ガイドライン案における調達基準はあくまで原則を示すもので個別事案により調達基準の修正等を行うべきこと、(3)先進的AI利活用アドバイザリーボードによる支援を行うこと、(4)各府省庁におけるAIガバナンス体制を構築することといった本ガイドライン案の基本事項に賛同する。また、「調達チェックシート」、「契約チェックシート」の内容も基本的には賛同する。 ・行政内で生成AIを安全に利活用していくため、ガイドラインを制定すること、大変有意義だと思います。活用での利点だけでなく、リスクの具体的な例や生成AI特有の問題点、また訴訟事例があることなども触れていただき、大変望ましいです。リスク評価ためのチェックシートや運用方法などは随時改善していく点なども現場から出てくることと思いますので、ぜひその中で有益だったものやより重要と思われる点は広く民間にも広報・周知するなど、国民の不安払拭に努めていただきたいと思います。 【AI法研究会　政策提言部会有志】【Preferred Networks】【個人】	ご意見として承ります。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン全体	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
全体的な方針に反対 ・政府での生成AIの利活用のためには、法律の整備をまずは優先すべき。 ・国民の情報をAIに活用すべきではない。 ・現在のAIでは政府が活用するレベルに無い。 ・生成AIの導入によりむしろ業務負担が増加することが懸念。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
全体的な方針に反対 ・万が一、国民の個人情報が外部に流出した場合、誰がどのように責任を取るのでしょうか。その点への言及が本ガイドラインには見当たりません。 ・国家規模で情報漏洩が発生した場合の責任の所在が、まったく明記されていない点も問題です。AIの誤作動や情報流出により、個人や国全体に重大な被害が出た場合、どの機関が、誰が、どのような法的責任を負うのか。 【個人】	ご意見として承ります。 本ガイドラインは、生成AIの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めることを目的としており、リスクを軽減するための対応と並行してリスクが顕在化した場合等への対応についても記載（「6.7 生成AIシステム特有のリスクケースへの対応」）しております。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン全体	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
全体的な方針に反対（リスクに着目した反対意見） ・AIというリスクのあるシステムを政府で使うべきではない。 ・政府の生成AI利活用で得られるメリットよりリスクの方が大きい。 ・政府が生成AIのリスクを適切に判断して生成の利活用を進められると思わない。 ・政府における高リスクな生成AIの利活用は禁止するべきである。 ・リスク対策やセキュリティ強化を徹底するべき。 【個人】	ご意見として承ります。 生成AIの政府での利活用は、情報漏えいや不適切な表現の生成などのリスクを伴う一方、様々な事務作業や事務手続の効率化・高度化を実現し、働き方改革や国民サービスの向上等行政の進化と革新を飛躍的に進める可能性がございます。 加えて、今後、社会全体での安全・安心なAIの活用の推進や日本のAI分野における国際競争力の向上を実現するためにも、政府において率先してAIの利活用に取り組むことは、極めて重要であると考えております。 そのため、相対的に高リスクである可能性がある生成AIの利活用であっても、行政の進化や革新をもたらす取組については、適切なリスク対応を行った上で、可能な限り安全かつ効果的なAIプロジェクトとして実施していくべきものとしております。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン全体	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
ガイドライン全体への意見 ・問題が起きた場合の責任を明確化すべき。 ・外国製のAIではなく日本製のAIを使うべき。 ・生成AIの利用は府省庁内のみに留めるべき。 ・コンテンツ系の生成AIの利用は見合わせるべき。 ・生成AIの出力結果に対し人間の判断を介在させるべき。 ・生成AIによるリスク等に関する適切な情報発信を優先するべき。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
ガイドライン全体への意見 総務省・経済産業省の「AI事業者ガイドライン」と内容が被る部分が多く、今後のメンテナンス性から統一などしたほうが良いのではないか？（有限のリソースの中省庁間で同じようなものは作らないでほしい。） 【個人】	ご意見として承ります。 本ガイドラインは生成AIの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めるため、政府におけるAIの推進・ガバナンス・調達・利活用のあり方を具体的に定めるものであり、広範なAI事業者向けの統一的なガイドラインである「AI事業者ガイドライン」とは目的の異なるガイドラインとなります。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン全体	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
ガイドライン全体への改善提案 ・特定の内容に関する記載を追加してほしい（リスク管理手法、データガバナンス体制に関する記載等） ・ガイドラインの対象範囲を広げるべき。 ・生成AIシステムの検証を行ってからガイドラインを策定するべき。 ・特定の運用方針を検討してほしい（データの取扱い、運用状況の調査、研修の設置等） ・各種法令やガイドライン等を整理して集約してほしい。 ・チェックシートの変更・調整について、AIリスク及び法的な知見を持つ民間の知見を活用すべきことを、より明記すべきである。 【AI法研究会　政策提言部会有志】【FIXER】【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
ガイドライン全体への改善提案 事業者が生成AIを調達したうえで自社製品やサービスに組み込んで政府機関に販売する取引も想定され得るところ、事業者としては（交渉余地がほぼない）生成AI基盤モデルのベンダーの規約に則る必要がある一方で、政府機関から本GL案に則った要求を受けることで、板挟みになり得ることを懸念する。 生成AI基盤モデルのベンダーとの条件交渉が難しい性質を考慮して、一定の配慮（例: 生成AI基盤モデルのベンダーは政府機関が指定する等して政府機関側でそのリスクは取る）を行うよう、ガイドライン上明記することをご検討いただきたい。 【AIガバナンス協会】	ご意見を踏まえて、【別紙3】調達チェックシート、【別紙4】契約チェックシートの各チェックシートの説明シートに、**「※原則として、契約主体である事業者が責任を持って必要な情報開示・情報提供を行う一方、ビジネス上必ずしも契約主体である事業者が第三者から情報開示・情報提供が受けられない場合には、第三者から政府職員に対して直接情報開示・情報提供がなされるように事業者との契約上定めることも可能である。」**と追記いたします。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン全体	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
ガイドライン全体への改善提案 多くの場面で“リスクケース”という表現が登場しているが、“リスクケース”と“リスク”を同義として利用しているような印象を受ける。「AI事業者ガイドライン」や広島AIプロセスの成果文書等では“リスクケース”という表現ではなく“リスク”としていることから、読み手の混乱を避けるために“リスク”で統一したほうが望ましいと考える。 もしくは“ケース”に特段の意味があるのであれば、“リスクが想定される場合” “リスクが想定される事象”等の表現を採用することを提案したい。 【日本情報経済社会推進協会】	本ガイドラインで用いている「生成AIシステム特有のリスクケース」という用語は、「リスク」と同義ではなく、ガイドライン2ページの「1.3　用語」において「生成AIシステムの特有のリスクが顕在化した状態又はその可能性を有する兆候や事象が認められる状態のうち、重大な影響を及ぼし得るもの。」と定義しております。
ガイドライン全体への改善提案 各種リスクについてはよく網羅されていると思いますが、ガイドライン全体が利活用の促進に偏重しすぎているように思います。あたかも、少しでも抜け道を見つけたら問答無用で利活用が選択されるかのようです。AI技術がそこまでのイニシアチブを持てる理由について具体的な説明が不十分と思われます。「イノベーションの創出」では抽象的であり根拠薄弱で空想的です。また十分に説明できないのであれば、より中立的に代替手段や従来手段と比較し精査すべきです。時にはAIの利用を却下・禁止する場合も十分にあることを明言し、案に含めるべきです。 【個人】	ご意見として承ります。本ガイドラインはリスク管理と利活用の促進を一体で進めるものであり、利活用推進とリスクへの対応双方に配慮しているところではございますが、今後の運用・改訂の検討にあたって参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

ガイドライン全体	
提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
ガイドライン全体への改善提案 「調達チェックシート」、「契約チェックシート」の内容はあくまで原則や考え方の視点を示すものであり、個別事案において本ガイドライン案に示されたものを変更・調整すべきものであることは記載されているが、実際の運用にあたる各府省庁職員にとっては、個別事案の検討のノウハウの不足やごく例外的な場合にのみ変更・調整が許されるという誤解により、実際の運用では、本ガイドライン案のチェックシートが毎回そのまま利用される可能性が高い。個別事案による変更・調整が必要不可欠であり、変更・調整が望ましいことを、強調すべきである。 【AI法研究会　政策提言部会有志】	各府省庁に対してはチェックシートの扱いについては丁寧に説明しておりますところ、ご指摘のようなケースはないと考えておりますが、運用に当たってはご指摘について留意し、今後の運用・改定の参考とさせていただきます。

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
AI活用の普及・促進に向けた要望 ・生成AIの利活用促進のためには、生成AIの出力を用いてもリスクがないことが保障されるように法制度を作るべきである。 ・もっとリスクを事前に軽減できます。そして本当にできるだけリスクを低くしてから利活用の方を進めていただきたいと考えています。少なくとも既存の権利侵害や問題まみれのテキスト生成AIではなく新たに、「権利侵害をしていない、情報漏えいや意見の偏りの無い、日本の国益を重視できるAI」を開発していただきそれを使っていただきたいと考えています。 ・学校などの教育施設で、AIを使う事のリスクを盛り込んだ教育を提供していってほしいです。 ・質の高い行政情報のデータセットを作成したうえで、行政用の基盤モデル作成のガイドラインを策定し、それを利用する形で利活用を進めるべきだと考える。 ・生成AIの事業者側から各行政機関に対して、今後自社製品のご紹介等もあると思いますが、一部の事業者や一部個人の利益が極端に増大するような官民癒着を疑われる状況とならないようお願い致します。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
国産の生成AIの開発を支援すべき ・大前提として、現在純国産の生成AIが存在しない。海外の生成AI使用による情報の流出は避けようがなく、最初から実現不可能である。国内企業から調達したとしても、その行きつく先は海外である。まずは、その開発に注力すべきである。 ・国主導でデータセットに問題のない生成AIを作り、安全な国内産として必要な企業に使ってもらう、そういう形で生成AIが発展していくことを望みます。 ・現状、いわゆるビックテック産の生成AIが幅を利かせているので、まずは国産化を進めた方が良いと考える。 ・他国に比べ日本の生成AI事業が遅れているのであれば、いっそのこと国産のAIを開発する方に舵を切り、それを利活用した仕組みで行政を動かした方が安心ではないでしょうか？ 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
(生成)AI反対の意見 ・生成AIの利用そのものを支持しない。 ・生成AIは間違った情報をさも正しい情報であるかのように提示し、非常に危険なため、反対する。 ・倫理的な観点から、生成AIの利用に反対する。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
生成AIによる不利益への懸念 ・生成AIの出力結果に対する懸念(正確性、公平性の欠如等)がある。 ・生成AIのリスクや悪影響に対する懸念(著作権侵害、ディープフェイク、個人情報漏えい、職員の能力の低下等)がある。 【日本国家公務員労働組合連合会】【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
不正利用による被害への懸念 ・生成物は容易に人を騙すことが可能です。有名人のフェイク画像、医療データ、音声など、生成物によっては知識がないと見分けが難しく、見る側の判断に一存するような現状では限界があるように思います。 ・生成AIでの嫌がらせや著作権違反がかなり目立ちます。現在でも海外から注意喚起されているにもかかわらず著作権違反、嫌がらせが横行しています。 ・これまで行政は生成AIについてイノベーションの阻害を理由に積極的に規制を設けようとしなかったが、その結果は資料に記載されているようなイノベーションとは程遠い生成AIの悪用問題の頻発である。 ・人為的な悪用も多発しており、こちらと別件のパブリックコメントである、「原発・エネ基本計画の意見公募」で46人によって生成AIによって4,000件弱水増しされたものが送られてきたのは記憶に新しいと思います。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
分野ごとの規制、推進を訴求する意見 ・ガイドラインに書かれているリスクにディープフェイクや身体・生命への侵害等場合によっては国民一人の一生を台無しにする程の内容が書かれているにもかかわらずそれらへの対策を挙げずに推進するメリットが感じられません。現在必要なのはそれらのリスクを排除するための規制の製作であると考えられます。 ・ポルノ被害や真偽、著作物利用について未だ議論すべきであると提言したい。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
学習・開発時のデータ等に関するご意見 ・ガイドラインではなく法律で規制すべき。 ・全ての権利者が守られることを前提に(生成)AIを利活用するべき。 ・無断学習を規制すべき。 ・学習時の著作物に対するライセンスを取得すべき/対価を払うべき。 ・違法データ(児童ポルノ)等の学習を取り締まるべき。 ・学習対象とされることに対するオプトアウトの規定を定めるべき。 ・学習時のソースを明確化すべき。 ・ガイドライン上で権利(著作権を含む知的財産権等)を侵害された者への配慮をするべき ・開発元には合成用データのすべての人への開示証明を必然とし、権利物の無断使用の厳禁、合成結果に合成品とわかるよう明示するなど『情報の正確性と透明性の担保』を念頭に置くべきである。 【個人】	ご意見として承ります。

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
AI関連の政府の政策、法規制の在り方に対する意見 ・AI生成物を人間から発せられた情報と区別する手段を義務化するべき。 ・早く生成AIを規制してほしい。 ・生成AIの利用を禁止してほしい。 ・AIを規制する法整備をしてほしい。 ・AIの悪用に対して厳しい罰則を設けてほしい。 ・生成AIの利用は免許制にするべき。 ・生成AIの利用を抑止するガイドラインを策定してほしい。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。
環境への負荷に関する意見 ・現実として環境にも多大な負荷がかかっており、生成AIに一つ何かを生成させると(文章でも画像でも)多くの水が使用されています。 ・生成AIの利用については、その電力消費や環境負荷についても、評価されるべきだと考える。電力の圧迫だけでなく、その処理を行うデータセンターも問題を抱えている。 ・生成AIによる環境負荷(大量の電力と水分の消費)も指摘されており、多くの課題が残されている中で生成AIを政府が利活用する事は控えるべきではないかと考えております。 ・消費電力や各種資源の消費も膨大でありとても生成AIの活用というのは現実的ではないと考える。 ・AIを稼働させるのには膨大な電力と、冷却する大量の水が必要になります。 【個人】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

提出された主なコメント	ご意見に対する考え方
パブリック・コメント実施期間に対する意見 ・政府のみならず民間の調達にも重要な影響を及ぼすガイドラインであるにもかかわらず、2週間というパブコメ期間は短すぎ、実質的なマルチステークホルダープロセスが実施されているとはいえない。次回見直しの際には十分な検討期間を採るべきである。 ・次回見直しの際には十分な検討期間を設けるべきである。 【AIガバナンス協会】【AI法研究会　政策提言部会有志】	ご意見として承ります。今後の運用・改定の検討にあたって参考とさせていただきます。